平成２５年（フ）第４８２号
金沢市高畠１丁目17番地　ハイツジョア102号、従前の住所金沢市示野町ロ49番地７
債務者　司商事こと　小髙　　司
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三田　勇樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５号
岐阜県大垣市熊野町133番地１
債務者　岡田　修二
１　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤井　慎哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１号
山口県長門市西深川1545番地
債務者　野村　正夫
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　正之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第６９９号
静岡県掛川市上西郷1612番地の１、旧住所静岡市駿河区小鹿312番地の１
債務者　中又　明敏（旧姓良知）
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗原　孝明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６号
三重県四日市市赤堀２丁目２番８号　ヴィラ・ウイスタリア206
債務者　ヨコミゾ・マルコス・アンセイ
１　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　伸二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４５７号
岐阜市新興町34番地２
債務者　今田　　博
１　決定年月日時　平成26年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　千鶴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２号
北海道紋別市花園町１丁目１番18号
債務者　大野　博子
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須藤　良太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３号
北海道紋別市花園町１丁目１番18号
債務者　大野　益子
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須藤　良太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４号
北海道紋別市花園町１丁目１番18号
債務者　大野　眞子
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須藤　良太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５号
北海道紋別市落石町３丁目14番地の95
債務者　大原　茂子
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須藤　良太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２２９号
山形県西村山郡大江町大字小見67番地の１、前住所山形県東根市六田２丁目６番７－３号雇用促進住宅２棟１階５号室
債務者　伊藤　信司
１　決定年月日時　平成26年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３１号
山形県東根市大字沼沢2566番地
債務者　森谷かつ江
１　決定年月日時　平成26年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４０号
山形県村山市楯岡北町２丁目４番１―103号定住促進楯岡北町団地１号、住民票上の住所山形県村山市大字白鳥1393番地
債務者　石川　　裕
１　決定年月日時　平成26年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４１号
山形市南栄町２丁目４番34号　パレスリーベ107号、前住所山形県上山市高野字上河原99番地の24
債務者　髙橋　　有
１　決定年月日時　平成26年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４２号
山形県天童市大字清池21番地
債務者　高橋　文雄
１　決定年月日時　平成26年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４３号
山形県天童市大字清池21番地
債務者　高橋のり子
１　決定年月日時　平成26年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８５号
千葉県大網白里市下ケ傍示535番地90
債務者　塩澤　　清
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係